

農地中間管理事業等に関する担い手、農業委員等との意見の概要

令和3年度

1 担い手等との意見交換実績

経営体・農業者 (4)

農業委員会 (7)

2 担い手等からの主な意見

○機構事業等について

- (1) 畑地園芸地帯の自給的農家の農地をどうしていくかが課題となっている。畑地には1～5aといった区画の圃場もあり、将来、耕作放棄地化されることが懸念される。農地所有の下限面積を下げ、新規就農者や市民農園的な人まで取り入れ、小面積でも借り入れできるような仕組みも検討する必要があるのでは。
- (2) G市では、遊休農地対策として農地所有の下限面積を30a→20aに下げるなどした結果、田舎暮らしを求める都会の住民から移住を希望したいとの問合せが来ている。このような希望者が受け手となる面積は限られるが、不耕作地が増えていけば周辺に広がることとなるので、荒廃面積を少しでも減らし、地域を守るということに繋がればと考えている。
- (3) 現状ではG市(中山間地域)の場合、「守るべき農地」は市の耕地面積、1,100haのうち、700-800haであり、耕地の70%程度と判断している。また、S町(中山間地域)でも、耕地の1/3を担い手、1/3がトト等畑地での利用となっている。残る1/3は山間地で条件の悪く未整備田でもあり、担い手の確保が難しく、将来的には非農地(残すべき農地でない)となる可能性が高いと考えられる。M市(中山間地域)の遊休農地調査によれば、農地の約10%(約157ha)が植林等により山林化している。
- (4) 中山間地域での畦畔管理対策として、①法人が管理、②法人から管理委託を受けた法人構成員(草刈り隊)による管理、③法人が経費を負担して地域の人が管理している場合が多い。
- (5) 不在地主となっている圃場の管理として、地元担い手や親戚等が管理している。また、所有者不明農地等についても、利用権設定が可能になったが、畦畔管理や水管理等は、受け手、若しくは地域で管理する必要があることから、管理できる仕組みを構築する必要がある。
- (6) 県内の主要な地域の圃場整備は、20～30年経過した圃場が多く、老朽化や大型機械に対応できなくなってきたため、担い手への集積の促進、機械の効率的な利用の上からも再整備が必要になっている。
- (7) 地域の農地を守るという点から、地域の80-90%程度まで借受けを増やし、経営を組み立ててきたが、隣接の集落営農との関係から面積拡大に限界があり、近隣、

経営体との調整等が必要になっている。

- (8) 借入れ圃場のうち、約 10%は圃場条件、用水条件が悪く、営農組合が手放すと遊休化する恐れがある。圃場条件の改良が望まれ、条件の悪い農地を借り受ける場合の長期的な支援策をお願いしたい。特に、中山間地域では他に担い手がなく、法人が地域の農地を守っている。

○人・農地プランについて

- (1) 人・農地プランの実質化の取組みについて、地区ごとの話し合いを進めていく上で、プランの地区と多面、中山間等の交付金の対象地域を同一にすることで、守る農地と守らない農地を明確にすることができ、地域で農地を守る体制を図っている。
- (2) 人・農地プランの実質化の話し合い（「守るべき農地」）と利用状況調査を連携することで、利用見込みがない農地（非農地化する農地）と守るべき農地を明確化することができた。
- (3) 守るべき農地の再整備、守るべき農地の遊休農地化防止、遊休農地の解消について、人・農地プランの話し合い等をつうじ明確化していく必要がある。

○担い手について

- (1) 法人の永続的な経営には、ホ°レーターによる収入にくわえ、仕事と報酬の確保が必要になる。また、福利厚生も含めた環境整備だけでなく、法人の経営力、リーダーの資質が問われる、行政からのサポートも求められる。
- (2) 法人経営が厳しさを増しているため、法人の生き残りには再編を含めた規模拡大と経営力アップが必要になっている。
- (3) 法人組織等がなく、個人対応となっている地域では、受け手となる組織が必要であり、組織化や既存組織の合併による法人化を図っていくことも必要であり、更なる支援（法人化、経営継続）をお願いしたい。
- (4) 現在の担い手、法人構成員等の主体は、いわゆる団塊の世代（70 台後半）であり、5、10 年後が心配、次世代へのバトンタッチを上手くしていく必要がある。
- (5) 若い従業員を確保しているものの、定着していない。企業の定年延長により若い世代の従業員(担い手)の確保が難しくなりつつある。また、農作業は春～秋に集中することから、雇用の維持には冬場(農閑期)の仕事の確保が大きな課題になっている。
- (6) 集落営農の法人化を図っているが、原状では、構成員は高齢化や規模が小さく法人化が難しい状況にあり、別法人や個人の担い手への転貸を図っている。また、担い手がない地域は、J A 出資法人頼みになっている。

- (7) 果樹（柿、梨等）の受け手が少ないため、一部では手間の少ない品目への転換が図られているものの、多くは、伐採、伐根で水田に戻す、伐採後、草刈り等で維持(保全管理)している場合が多い。一方、宅地と樹園地が隣接している場所では貸出への抵抗感もあり、貸借は難しくなっている。